

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

○クラブ数 22,084か所 (参考:全国の小学校20,357校)

○登録児童数 936,452人

○利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人〔利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所〕

【今後の展開】

○「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)

⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、

・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備

・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

【事業に対する国庫補助の内容】

○平成27年度予算案 575.0億円

※年金特別会計子ども・子育て支援勘定に計上

○運営費等

〔原則、平日(200日:3時間以上開所)と土日、長期休暇等(50日以上:8時間以上開所)を合わせた年間250日以上開設するクラブに補助。〕

・支援の単位の児童数が40人の場合(基準額:370.6万円〔総事業費741.2万円〕)

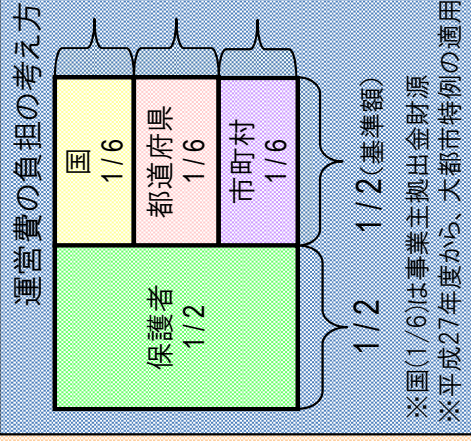
・学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)・備品購入のみの場合(基準額:100万円)

○整備費

・新たにクラブを整備する場合(基準額:2,442.7万円)のほか、改築、拡張及び大規模修繕による整備を支援。

※市町村が設置する場合、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担

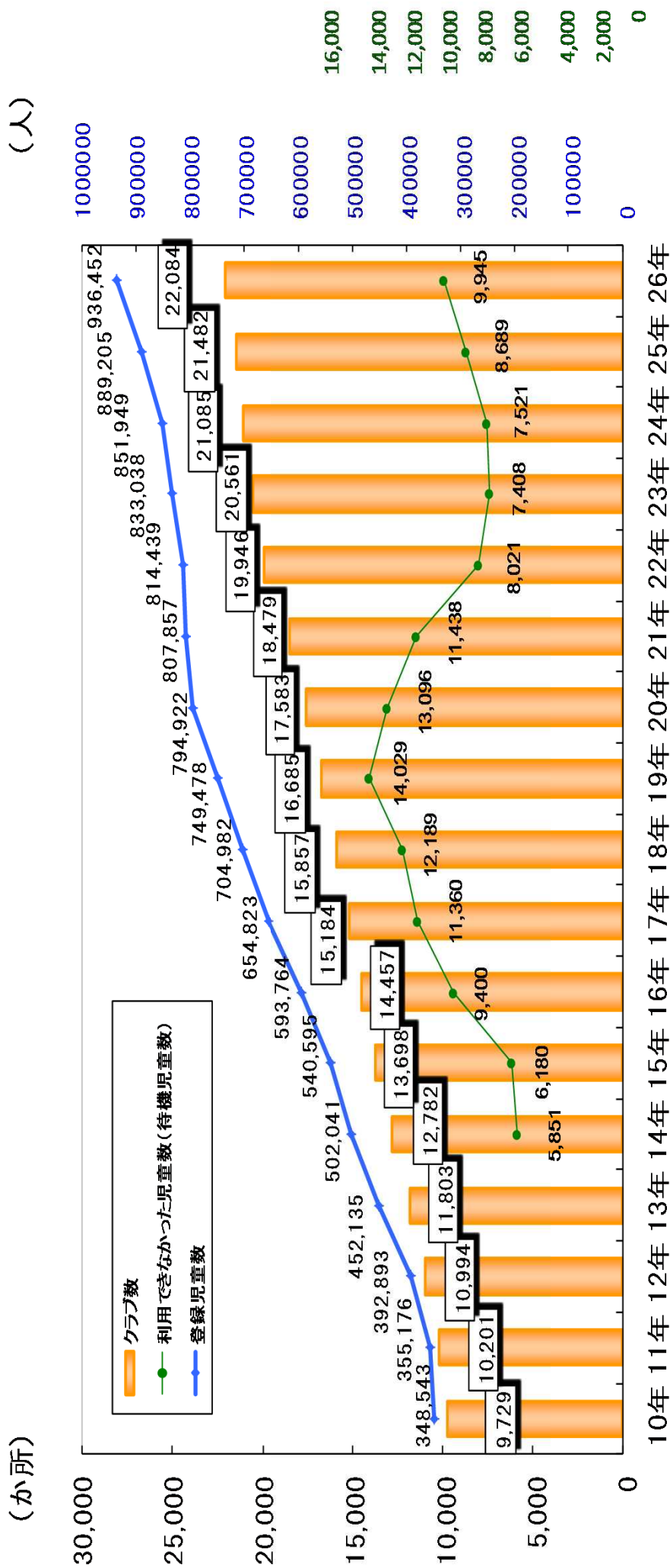
(平成27年度から、大都市特例の適用はなし)。



放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成26年では、クラブ数は2万2,084か所、登録児童数は93万6,452人と過去最高を更新し、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.3倍、児童数は約2.7倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は、9,945人(最大の19年に比べて約7割)となった。

[参考: クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



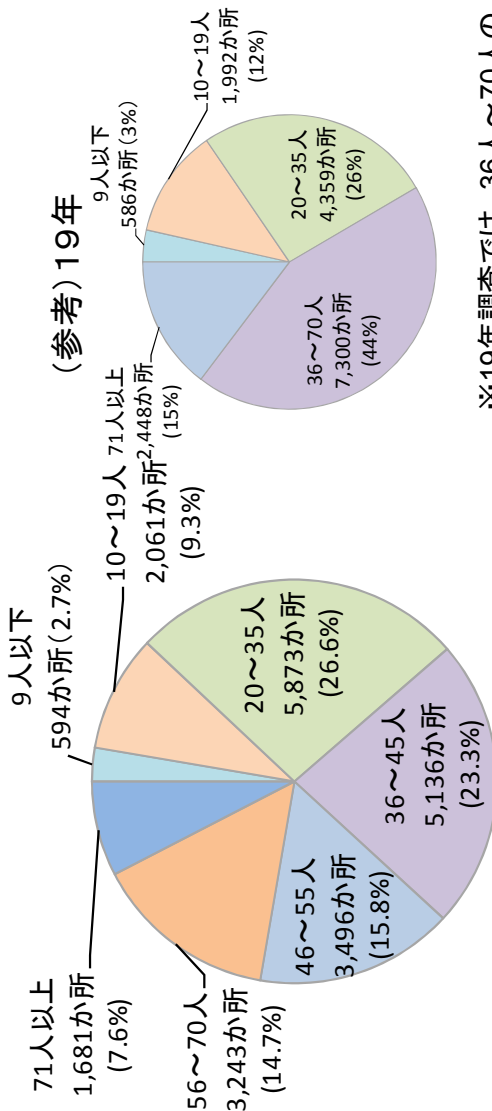
※各年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童クラブの現状

※平成26年5月1日現在（育成環境課調）

○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までのクラブが全体の約62%を占める。

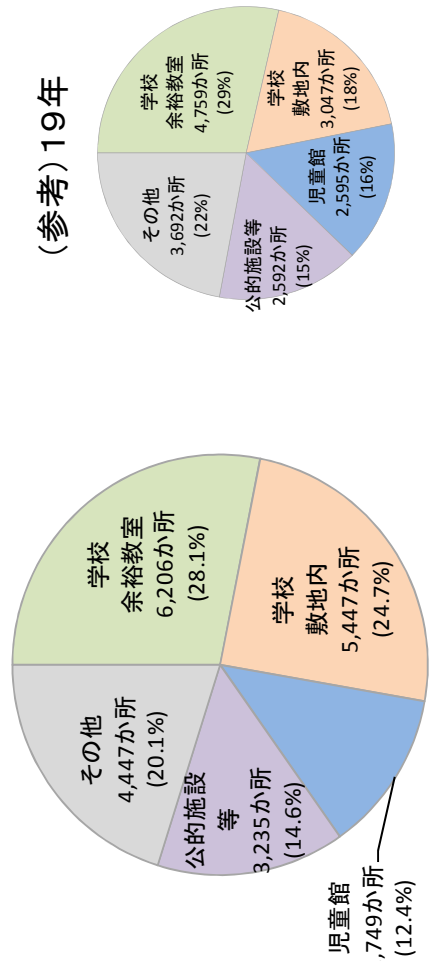


(参考) 19年

※19年調査では、36人~70人の内訳は把握していない

○設置場所の状況

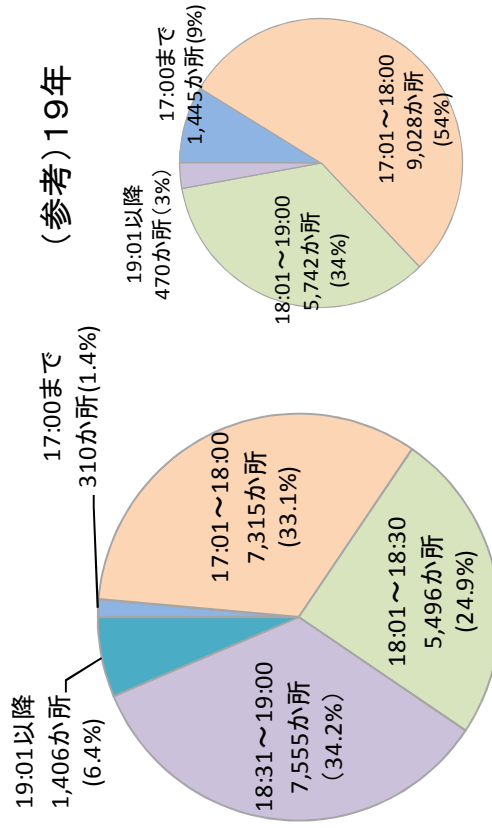
設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館が約12%であり、これらで全体の約65%を占める。



(参考) 19年

○終了時刻の状況(平日)

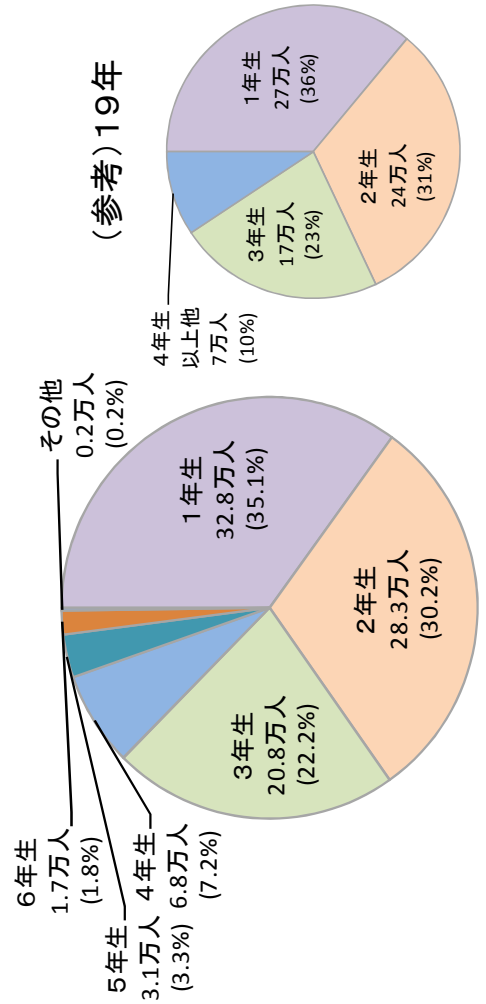
18時を超えて開所しているクラブが全体の約65%を占める。



(参考) 19年

○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約87%を占める。



(参考) 19年

放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

＜主な基準＞

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するため
の機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン（案）の概要

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基つき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要知識・技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修(以下「認定資格研修」という。)の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識・技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補充するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事項	主 体	内 容
実施主体	都道府県	都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可)
実施内容		
定員		1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定(認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可)
研修項目・科目及び時間数等		研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり(講義及び演習を合わせて24時間)(都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可)。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等		1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施(都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可) 研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
研修教材		研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用
科目の一部免除		既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。 ① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計4科目)

科目の一部免除
(続き)

- ② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者
「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目)
- ③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者
「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」(計2科目)

【免除の考え方】

○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識・技能の習得に関する科目については免除の対象としない。

既修了科目の
取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「一部科目修了証(仮称)」の発行が可能。

修了評価

研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要がある。都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。

受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。

実施手続

<p>受講の申込み及び受講資格の確認</p>	<p>都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市区町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携・協力して円滑に実施。 なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。</p>
<p>受講者本人の確認</p>	<p>都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。</p>
<p>受講場所</p>	<p>原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講。</p>
<p>修了の認定・修了証の交付</p>	<p>都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証(仮称)」「賞状形式及び携帯用形式」を都道府県知事名で交付(委託は不可)。</p>
<p>認定等事務</p>	
<p>認定者名簿の作成</p>	<p>都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証(仮称)」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿(仮称)」を作成。</p>
<p>認定者名簿の管理</p>	<p>都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。</p>
<p>修了証の再交付等</p>	<p>都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。</p>
<p>認定の取消</p>	<p>都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など</p>

事 項 主 体 主 要 内 容

研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担。

費用

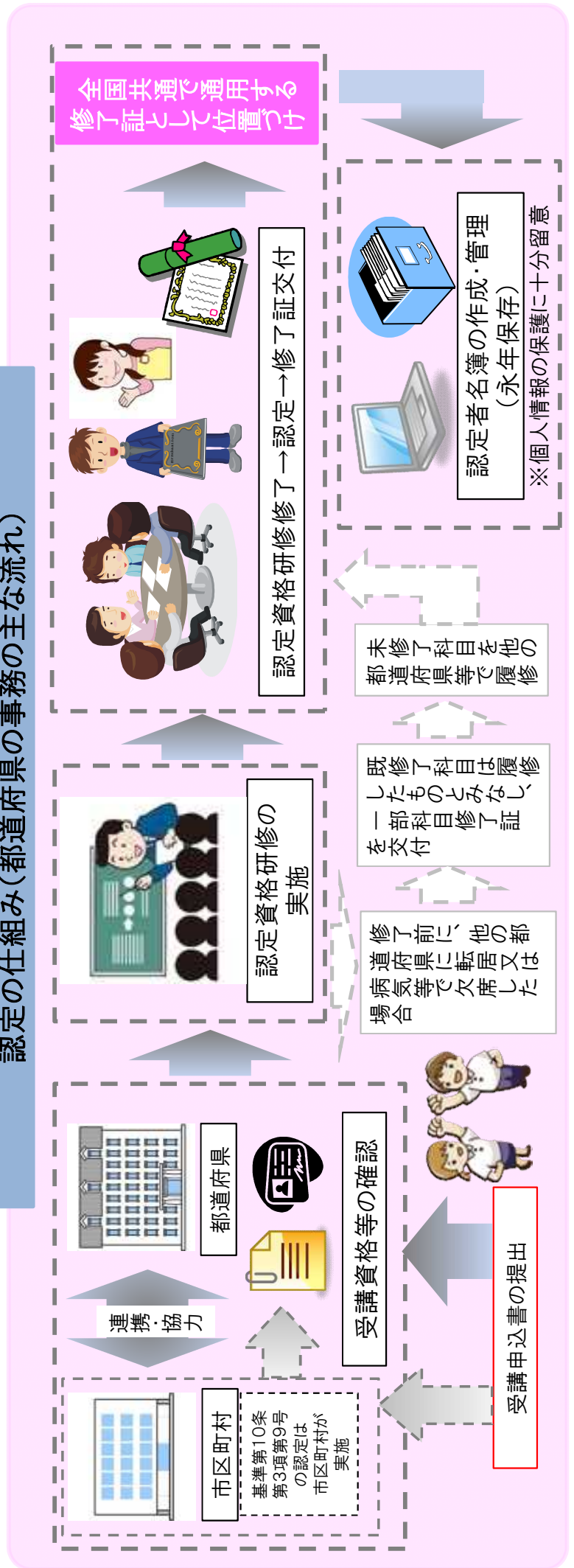
国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。

(※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法を網羅的に規定したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、平成27年度予算成立後、「都道府県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱(仮称)」として都道府県にお示しする予定としている。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



実施方法(例)

【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】

(パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00~10:30	ガイダンス			
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00~13:00)				
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30~14:40)				
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10~16:20)				
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00~10:30	ガイダンス					
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00~13:00)						
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑬	講義・演習⑯	
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑭	講義・演習⑰	
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30~13:00	ガイダンス					
13:00~14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑭	講義・演習⑰
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

(パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
8:30~9:00	ガイダンス							
9:00~10:30	講義・演習①	講義・演習③	講義・演習⑤	講義・演習⑦	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(10:30~10:40)								
10:40~12:10	講義・演習②	講義・演習④	講義・演習⑥	講義・演習⑧	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯

放課後児童支援員の都道府県認定資格研修にかかるとなる年間研修開催回数等について

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）において、都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までの経過措置が規定されているため、現在の放課後児童指導員に、経過措置期間である5年間で認定資格研修を受講いただくこととし、1回の研修定員を100名とした場合の都道府県別の年間研修開催回数等を推計した。

都道府県名	放課後児童指導員数 (※) (単位：人)	年間研修開催回数 (単位：回)	年間研修開催日数 (単位：日)			【参考】 年間研修開催回数 (指定都市・中核市を除く) (単位：回)	都道府県名	放課後児童指導員数 (※) (単位：人)	年間研修開催回数 (単位：回)	年間研修開催日数 (単位：日)			【参考】 年間研修開催回数 (指定都市・中核市を除く) (単位：回)
			1回あたり4日間 で実施する 場合	1回あたり6日間 で実施する 場合	1回あたり8日間 で実施する 場合					1回あたり4日間 で実施する 場合	1回あたり6日間 で実施する 場合	1回あたり8日間 で実施する 場合	
北海道	2,799	6	24	36	48	4	滋賀県	1,380	3	12	18	24	3
青森県	852	2	8	12	16	2	京都府	1,434	3	12	18	24	3
岩手県	1,234	3	12	18	24	3	大阪府	4,753	10	40	60	80	5
宮城県	1,910	4	16	24	32	3	兵庫県	3,792	8	32	48	64	4
秋田県	770	2	8	12	16	2	奈良県	1,068	3	12	18	24	2
山形県	1,051	3	12	18	24	3	和歌山県	706	2	8	12	16	2
福島県	1,428	3	12	18	24	3	鳥取県	664	2	8	12	16	2
茨城県	3,260	7	28	42	56	7	島根県	1,154	3	12	18	24	3
栃木県	1,984	4	16	24	32	4	岡山県	2,139	5	20	30	40	3
群馬県	1,916	4	16	24	32	3	広島県	1,518	4	16	24	32	2
埼玉県	5,557	12	48	72	96	9	山口県	1,361	3	12	18	24	3
千葉県	4,589	10	40	60	80	7	徳島県	693	2	8	12	16	2
東京都	8,215	17	68	102	136	17	香川県	747	2	8	12	16	1
神奈川県	4,384	9	36	54	72	4	愛媛県	1,237	3	12	18	24	2
新潟県	2,064	5	20	30	40	3	高知県	574	2	8	12	16	1
富山県	1,390	3	12	18	24	2	福岡県	3,942	8	32	48	64	5
石川県	1,063	3	12	18	24	2	佐賀県	901	2	8	12	16	2
福井県	956	2	8	12	16	2	長崎県	1,438	3	12	18	24	2
山梨県	611	2	8	12	16	2	熊本県	1,599	4	16	24	32	3
長野県	1,430	3	12	18	24	3	大分県	1,309	3	12	18	24	2
岐阜県	1,419	3	12	18	24	3	宮崎県	680	2	8	12	16	1
静岡県	2,618	6	24	36	48	4	鹿児島県	1,489	3	12	18	24	2
愛知県	5,082	11	44	66	88	7	沖縄県	1,320	3	12	18	24	3
三重県	1,813	4	16	24	32	4	合計	94,293	211	844	1,266	1,688	161

※ 放課後児童指導員数 (H26.5.1現在) には「資格なし」の者も含まれているが、基準省令第10条第3項第3号の要件で認定資格研修受講の資格を得ると仮定して含めている。

【参考2】

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(抄)
(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認め

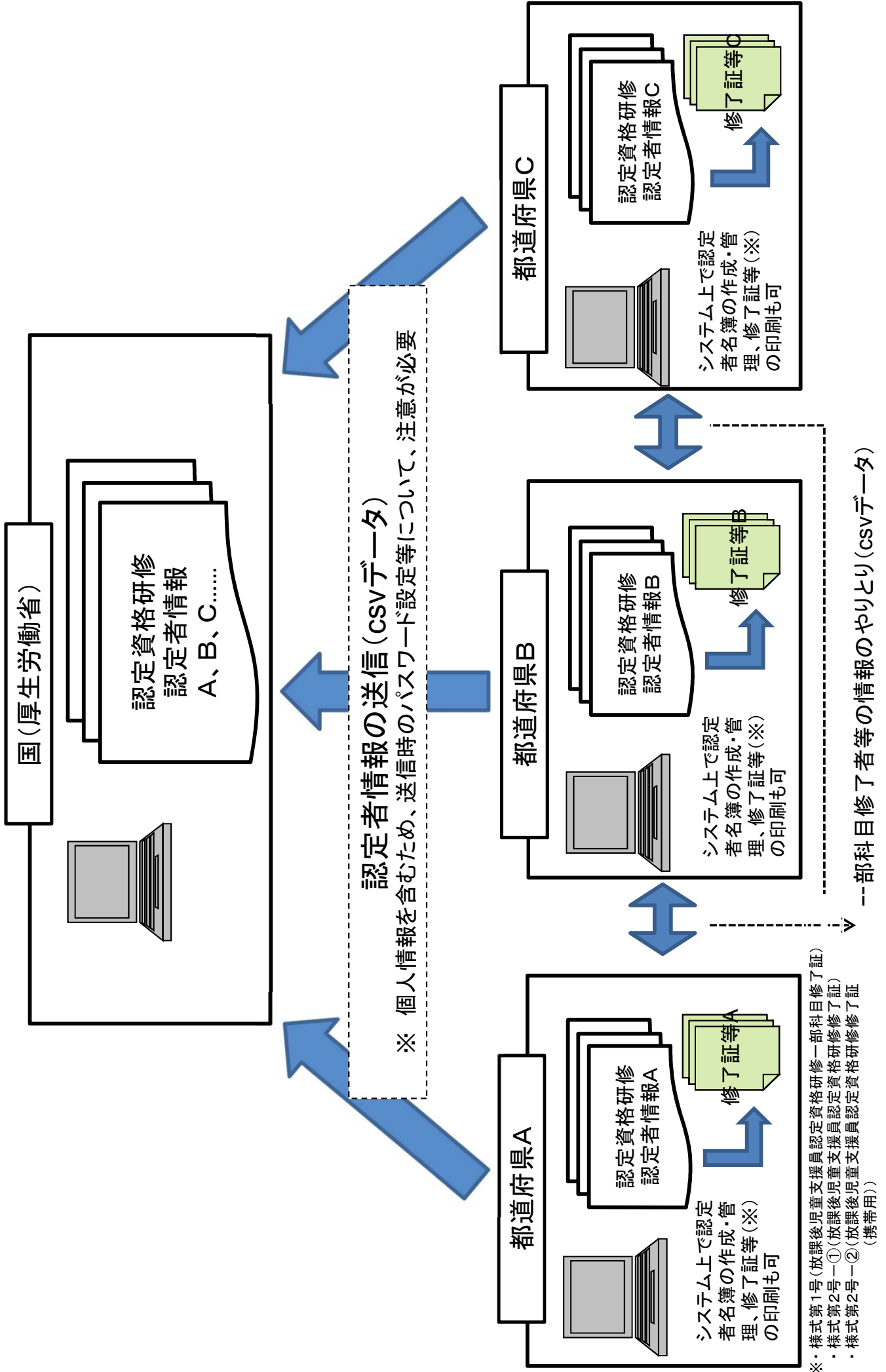
たもの

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4. 5時間(90分×3)】
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間(90分×4)】
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間(90分×3)】
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間(90分×2)】
 - ⑪ 保護者との連携・協力和相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間(90分×2)】
 - ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間(90分×2)】
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

合計 24時間(16科目)

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修 認定者名簿管理システム(案)



都道府県認定資格研修 認定者名簿イメージ(案)

No	都道府県	氏名	生年月日	現住所			連絡先			修了年月日	修了証番号	
				郵便番号	住所	電話番号	郵便番号	住所	電話番号			
				XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-		
1	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	XX.XX.XX	XXXXXXXX
2	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	XX.XX.XX	XXXXXXXX
3	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	XX.XX.XX	XXXXXXXX
				XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	XX.XX.XX	XXXXXXXX
4	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	〇〇県〇〇市……	XXX-	XX.XX.XX	XXXXXXXX
4-2	〇〇県	△△〇〇	X.XX.XX	XXX-	〇〇県△△市……	XXX-	〇〇県△△市……	XXX-	〇〇県△△市……	XXX-	X.XX.XX	XXXXXXXX
.												
.												
.												

名簿に記載された内容(氏名、現住所、または連絡先)に変更があった場合
 ⇒P3変更事由に「1」を入力すると「4-2」の行が生成される。(同時に4は網掛けになる)

都道府県認定資格研修 認定者名簿イメージ(案)

一部科目終了状況 ※終了年月日入力																変更事由			取消事由			備考	CSV 出力	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	有無	年月 日	有無	年月 日	内容	備考	CSV 出力		

「変更事由」「取消事由」があれば、有無欄に「1」を記入
※取消欄に「1」が入れば網掛け

※科目名

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ ④ 子どもの発達理解 ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達 ⑥ 障害のある子どもの理解 ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解 ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 | <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 子どもの遊びの理解と支援 ⑩ 障害のある子どもの育成支援 ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援 ⑫ 学校・地域との連携 ⑬ 子どもの生活面における対応 ⑭ 安全対策・緊急時対応 ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容 ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理 |
|--|---|

放課後児童健全育成事業を行う事業者の届け出について

概要

児童福祉法の改正（平成24年8月）により、平成27年4月より、国、都道府県及び市町村以外のものが放課後児童健全育成事業を行う場合、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出ることとなった。

届け出の内容

「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」に基づき、あらかじめ届け出る項目は以下のとおりである。

【事業開始の届け出】

- 1 事業の種類及び内容、 2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - 3 定款その他の基本約款、 4 運営規程、 5 職員の定数及び職務の内容、 6 主な職員の氏名及び経歴
 - 7 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地、 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面、 9 事業開始の予定年月日
- ※上記の届け出を行う事業者は、収支予算書及び事業計画書についても提出(インターネットで閲覧できる場合を除く)。

✓ 上記事項の内容が変更になった場合、一ヶ月以内に届け出ることが必要。

※ なお、4月1日現在、現に事業を行っている者については、6月30日までに届け出る。

【事業の廃止・休止の届け出】

- 1 廃止又は休止しようとする年月日、 2 廃止又は休止の理由、 3 現に便宜を受けている児童に対する措置
- 4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

届け出の様式については、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令が公布され次第、届出様式をお示しする予定。